また、本件区間が大分県内に存することから道路法第13条第１項の規定により大分県が道路管理者となることなどから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、大分県中津市を起点とし、日田市を経由して、熊本県阿蘇市を終点とする延長123.7㎞の幹線道路である。

本路線は、九州横断自動車道日田インターチェンジに接続し、林業が盛んな日田市、農・畜産業が盛んな熊本県小国町及び南小国町を結び、また、地域住民の通勤、通学等の日常生活を支え、更に阿蘇方面に向かう観光道路としても重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自然災害により度々全面通行止め等の規制があり、近年では平成22年７月から約５ヶ月の片側交互通行規制が行われている。

また、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間があり、交通事故も発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。

さらに、現道の沿線には、住家、商店、郵便局、コミュニティセンター、学校等が存し、地域住民の日常生活や通学に利用されているにもかかわらず、歩道等が設置されていないことから、車道部の通行を余儀なくされており、歩行者等の安全な通行が確保されていない状況である。

本件事業の完成により、現道の機能を代替する歩道等を備えた線形等の良好な道路が整備され、災害危険箇所が回避されるなど、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音、振動について環境影響への調査を実施しており、その結果によると環境保全目標を満足するとされている。なお、工事期間中において、大気質及び騒音は、一部環境基準を上回る値があるが、遮音シートの設置及び圧砕機を使用することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業地内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に掲載されている国内希少野生動植物であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツマグロキチョウ、オヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ヤマトシマドジョウ、マシジミ等が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ等が確認されており、これら重要な種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息地又は生育環境が広く残されることから影響がない又は小さいとされた種以外については、保全措置により影響が回避・軽減するとされている。

加えて、工事による改変箇所内で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言等を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、大分県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における災害危険箇所を回避し、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通の確保と歩行者等の安全な通行の確保を目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における本体事業のルートについては、申請のあったバイパス案（以下「申請案」という。）と、現道拡幅案、バイパス一部現道拡幅案の３案について検討が行われている。申請案は他の２案と比較すると、取得必要面積、支障物件が最も少なく、災害危険箇所等の抜本的解消が図られること、バイパス工事であるため、現道の交通規制も生じず、工事の施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自然災害による通行止め等が度々発生していること、幅員狭小及び線形不良区間等が存在する等安全かつ円滑な交通が阻害されていることなどからできるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、日田市長を会長とする国道212号改修促進期成会から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大分県日田市役所

○北海道開発局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号及び二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道日高郡新ひだか町静内春立四四一番一地内	後前	二二八・〇メートル 六五・三メートル	〇・〇キロメートル 一一九九メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部